

水産委員會議録 第二十号

昭和二十六年十一月二十八日(水曜日)

午前十一時十四分開議

出席委員

委員長 富水格五郎君  
理事 二階堂 進君 理事 松田 鐵藏君  
理事 林 好次君

石原 圓吉君 川端 佳夫君  
川村善八郎君 田口長治郎君  
田淵 光一君 永田 節君  
福田 喜東君 小松 勇次君  
水野彦治郎君 木村 榮君  
出席政府委員

農林事務官 山本 豊君  
(水産庁次長)

委員外の出席者  
農林事務官(水産庁漁政部漁業調整第一課長) 高橋 泰彦君  
農林技官(水産庁漁政部漁業調整第二課長) 高橋清三郎君  
専門員 杉浦 保吉君  
専門員 徳久 三種君

本日の會議に付した事件

閉会中審査に関する件

真珠養殖事業法案(石原圓吉君外十四名提出、衆法第八号)

○富永委員長 これより水産委員会を開きます。

真珠養殖事業法案を議題といたします。石原委員に、真珠養殖事業法案に関する御意見を述べになることをお許しいたします。

○石原(團)委員 この真珠養殖事業法案を本日御審議願いますのに先立ちま

して、これに関連するところの予算の關係を水産当局より御説明を願いたいのであります。

○高橋(清)説明員 真珠養殖事業法案に關する予算でございますが、本年度の補正予算として計上を要求して、過日衆議院を通過しておりますものが真珠研究所の新設事業費として一億円ございまして、内容の概略を申し上げますと、研究所建設に要する費用が三千三百七十四万円、それからそれに附帯する資料標本館の建設費が一千五百八十四万五千円、さらに倉庫作業場建設費が二百六十六万五千円、調査船の建造費が七百五十万円、試験研究所の内容整備に必要経費が千九百二十九万一千円、試験に伴う水産施設費が八百七十七万二千円、資料標本館の内容整備費が一千一十六万六千円でございます。これにさらに附帯事務費二百七十七万一千円を加えまして、合計一億円でござい

員が二十名、合計二十八名でございます。以上でございます。

○石原(團)委員 ただいま御説明のうち、これは私初め各委員よりしばしば述べられた点であります。この年度内に相当の母貝生産に關する支出を受けて、そうして本年度内に母貝の生産のなし得るところの助成を仰ぐということが最も必要なことでありまして、ただいまの御説明によりまして、六百六十二万五千円の予算となつておるようでありまして、それはむろん補正予算で、私どもの察するところによれば、年度内にその金を支出して、そうして明年夏の稚貝の増産に備えるという御意図であると信ずるのであります。またそれに相違ないのであります。また同時にまた明年、すなわち二十七年に於いてどれだけのお金が支出されるものであるか、その点もあわせて承つておきたいのであります。

は先ほど申し忘れましたが、閉鎖機關の残余財産の中からの寄付金によつて運営されることになっております。このこの寄付者の同意と、それから大蔵省の事務当局の了解を得て、とりあえず本年度一億円の計上予算の中から、緊急に六百万円あまりを洗用いたしまして、母貝の増産に当てたいというふうな気持ちで、目下大蔵省と交渉を続けております。

○石原(團)委員 それから二十七年に於いては同額の支出がされると信じておるのであります。その点も一応御説明を願つておきたいのであります。もとよりこれは予算というものの成立ということが前提であることは論ずるまでもないのであります。それから山本水産庁次長よりも、年度内に六百六十二万五千円を支出するということについて、責任ある御答弁を願つておきたいのであります。

といふものとも関連して考えなければいかぬとは思いますが、この点につきましては、先ほど申し上げたような事情から、できるだけ確保したい、こういうふうな考えをしております。

○山本(團)政府委員 課長から申し上げますように、その線に沿いまして、極力実現に努力いたしたいと考えております。

○松田委員 ただいま御説明を受けましたが、この真珠法案について、今まで仄聞しておるところによりまして、閉鎖機關の一億円というものを寄贈されるというように承つておるのであります。一億円の予算を出して、わずかに母貝に六百六十二万円程度の援助をするというところに腑に落ちない点があるのではありませんか、われわれはこの真珠法案というものを、生産者すなわち漁民のためにつくるものであるといたして承つておるのであります。一億円のうちに、役人を二十八人もふやして、そうして漁民に六百六十二万円より結局において出ないということ、これは一體どういふふうな考え方によつてこれがなされるのであるか、この点に少し詳しく詳細に御説明を願いたいのであります。

それから明年度の本法案の運営のために要する経費として、目下大蔵省に計上交渉中のものが三千万円ございまして、内容を概略申し上げますと、真珠養殖事業の審査に要する経費が百万円、これはラウンド・ナンバーでございます。それから母貝増産奨励費が六百六十二万五千円、真珠検査所に要する経費が一千四十六万三千円、真珠研究所の運営に要する経費が一千九百九十九万円でございます。なおこれに附帯して要求しております人員は、検査に要する人員が八人、研究所のため

○高橋(清)説明員 ただいまの母貝増産奨励金に關してでございますが、これは現在の真珠の職前への生産回復をはばんでおる非常に大きな要素が、母貝の不足に原因するということを私どもも強く認識しておりますので、この点につきましまして、ことに関係漁業協同組合あたりの強い要望もございまして、できるだけ確保したいという考え方であります。しかもこの母貝の増産は、緊急を要する問題であると考へておりますので、先ほど御説明申し上げ

○高橋(清)説明員 明年度の母貝増産奨励金の六百六十二万五千円は、実は目下大蔵省に交渉を続けております。流用による六百六十万円あまりの金と合せまして、とりあえず緊急必要と認められる母貝十萬貫程度の増産ということを意図しまして、計画しております。その一環の仕事として、来年度の仕事もぜひこれは実現したいというふうな考えをしております。なおこの来年度の三千万円は、大蔵省の方の要求もございまして、検査手数料の中から支弁するといふふうになっておりますので、検査事業の仕事の運営、進展

○高橋(清)説明員 ただいまの御質問でございますが、実は一億円の寄付金は、前にも出ております農林大臣あての寄付願いの中に、真珠研究所の新設に要する経費というふうな、條件と申していいかどうかわかりませんが、

そういう趣旨で寄付されておりますので、その寄付の趣旨に沿いまして、大体これを研究所の新設経費として使つて行くというふうな予算の計画を立てた次第でございます。

○松田委員 今政府は行政整理を発表して、しかし人員を整理しようという段階になつておるのであります。水産庁においても多分にその整理の対象となることとありましよう。しかしわれわれは、水産庁の現在の人員ではたしてやれるかどうかということに、非常な疑義を持つてゐる。また水産庁内の労組の要求もあり、長官及び次長もそういう意向を持つてゐるし、われわれも実際の行政の面から見ると、三割なり、二割なり整理しようというのに対して、これをあらゆる努力をして、整理人員を少くするようにしてゐるのであります。ところが一つの法案をつくるがゆえに、今政府が考へてゐる行政整理と正反對に二十八名の人員を増さなければならぬということ、一体政府の意思をまじめに水産庁は体得してやつてゐるのかどうか疑惑を持つてゐるのであります。かようなことであつたならば、法案を一つつくるがために二十人、三十人という人員を増さなければならぬのであつたらば、一体水産庁はどれだけの人員を将来必要とするか、この点が定員法ともからんで重大な問題であると思つておられます。この点を水産次長から詳細に御説明を願ひたいのであります。

また一億円という寄付が條件つきであつたというお話であります。何でもオーケーをとるときにおいては、一億円という寄付は実際においては利益であるがために国法の命

ずるところによつて、税率からいつて七千万円程度のものを税金として納入しなければならぬ。あとはわずかに三千万円とかいふような話もちらちら聞くのであります。この点ほどのようになつておるか、まずその二点をお伺ひしたいと存するのであります。

○山本(豊)政府委員 研究所の新設に伴ひまして増員の問題のお尋ねがあつたわけでありまして、実は現在行政整理がお説のように問題になつておるわけでありまして、水産庁としましては、決してむやみに増員があるとは考へないものであります。少くとも将来のいわゆる海洋発展その他の關係を考へますと、相当にこれは現在の人員でもなかなか困難な事情にあるわけでありまして、ただ二府政府の方針としまして、行政整理ということになりますれば、よそとの均衡の問題ももちろんあります。それをよく考へましてもよろしいとおつき合ひをしなければならぬのは当然であります。しかし眞珠研究所の問題は、実を申しますと、これは二十七年年度の問題であります。現在行政整理に一応なつておるものは、ともかく現在までの關係についていへば、論議になつておるわけでありまして、例にならぬかかわりませんが、御承知のように、蚕糸の關係の糸備安定の諸施設をいへば、政府は考へておられるやうであります。これなどは二十七年年度以降の問題になるわけでありまして、従つて全然新しい問題につきましては、これでもできるだけ切り詰めての了解願ふと思つておられます。ただごういふ情勢でありますから、二十七年に必

ずそれだけとれるかどうかということ、これは非常に困難であると思つておられます。ですから、われわれもこれをまゝに、必ずとれる自信があるかと聞かれました。実はそれは非常にむづかしいと思つておられます。しかしながら全然新しい仕事でありますし、せつかく研究所を置く以上は、やはり専門の特殊の技能を持つた人間を養成することも、單に建物だけでは画龍点睛を欠く關係もありますので、これは考へなければならぬのであります。でありますから、もしこの通りに参らない場合においても、若干の人の融通とか、あるいは民間の人を専門委員といふかつかうでお願ひするとかいふ方法もやはりある程度からみ合せてやりますれば、必ずしもこんな二十八人も増員がなくても、ある程度はやり得るのではないかと考へて参らなければならぬ、かように考へております。

○高橋(清)説明員 ただいまの一億円の寄付の中には、当然税金として取り得る部分があるのではないかと御質問でございますが、その通りであります。現在の税法では、法人の清算所得の場合には、四五%が所得税として圍税の対象になる金額でございます。従ひまして今度の一億円のうちの四千五百万円は、これをもし株主に分配します際には、当然所得税として徴収すべき金額でございます。最初これは議員提案の形だつたのですが、一億円の残余財産は、寄付金の部分と税金の部分を含めまして、一括して閉鎖機關から國に寄付させる。その場合には税金の部分分は、所得税法第五條によ

りまして当然税金が免除されるという既存の法律がございますので、その法律によりまして、一括して寄付させるという方法が準備されたわけでございますが、これが司令部のオーケーが得られなかつたために、税金と寄付金を分割して別々に取立てるといふような形になつておりました。

○松田委員 その内容を……  
○高橋説明員 ただいま申し上げました通り、一億円のうち國稅部分が四五%で四千五百万円でございます。それからその際あわせて——これは事業税ですが、地方税という形でとられますものが二%、一千二百万円、残りの四千三百万円というものが純寄付部分ということになるわけでありまして、  
○松田委員 ただいま田法にそういうのがあるからと言つておられますが、われわれは一億円の寄付を閉鎖機關から受けるのであるということをかたく信じておるものであります。今まで業者もこのことを何回となくわれわれに述べておるのであります。ところがここに四千五百万円と一千二百万円、合計五千七百万円というものが税金になるものを、田法によつて國へ寄付するのであればこれが免除をされるから、二つの名目によつて寄付をするのであるということが、そもそもの納得の行かないところでありまして、二つの名目でなく、われわれが今まで陳情を受けてゐるのは、一つの名目の寄付金ということによつてこの法案の施設をつくるのであるということを開かされておるのであります。この点が今までの業者からの陳情と非常な食い違ひのある点であります。これをもちつとも

らないと思つておられます。しかもその中でわずかに六百六十二万円だけを母貝の生産費に使われるなどということとは、これは先ほども申したように、ほんとうの生産に非常に輕い。もし一億円の寄付を二つの面においてするのであつたらば、この二つとも母貝の生産に使うべきではないか。母貝がなくて眞珠の養殖といふものができ得るやいなや、この点であります。何のために一億円のうちから六百六十二万円というこんなわずかな金をもつて母貝の生産に充當するか。また農林大臣が審議會の意見を聞いて都道府県の監督をするように出ておられますが、それならば農林省の役人が眞珠に対してどれだけの技術を持つておるか。技術を持たない役人を二十八もつて國家の予算を増大するよりも——眞珠といふものは特殊のものである。特殊のものであつたらば、今までこれに従事しておつたりつばな技術者といふものがあるものである。今世の中はすべてが自主的な検査によつてなさんとつたあるときにおいて、その技術者を政府は雇うなり囑託にするなりして、この技術者に官吏といふ名前をつけることがはたして是か非か、この点であります。なぜ業者はみづからの努力によつてみづからの品位を高めて日本の水産に對して努力をせぬか。これが業者の進むべき最も新しい道だと考へるのではありません。こつちの方向を水産庁は指導して行つてこそ、ほんとうの水産行政ではなからうかと私は思つておられます。一億の金をこつちの道で寄付を仰ぐのであつたらば、この金は全部母貝に對して生産を高めるために放出すべきが、私は水産庁の最も

りまして当然税金が免除されるという既存の法律がございますので、その法律によりまして、一括して寄付させるという方法が準備されたわけでございますが、これが司令部のオーケーが得られなかつたために、税金と寄付金を分割して別々に取立てるといふような形になつておりました。

○松田委員 その内容を……  
○高橋説明員 ただいま申し上げました通り、一億円のうち國稅部分が四五%で四千五百万円でございます。それからその際あわせて——これは事業税ですが、地方税という形でとられますものが二%、一千二百万円、残りの四千三百万円というものが純寄付部分ということになるわけでありまして、  
○松田委員 ただいま田法にそういうのがあるからと言つておられますが、われわれは一億円の寄付を閉鎖機關から受けるのであるということをかたく信じておるものであります。今まで業者もこのことを何回となくわれわれに述べておるのであります。ところがここに四千五百万円と一千二百万円、合計五千七百万円というものが税金になるものを、田法によつて國へ寄付するのであればこれが免除をされるから、二つの名目によつて寄付をするのであるということが、そもそもの納得の行かないところでありまして、二つの名目でなく、われわれが今まで陳情を受けてゐるのは、一つの名目の寄付金ということによつてこの法案の施設をつくるのであるということを開かされておるのであります。この点が今までの業者からの陳情と非常な食い違ひのある点であります。これをもちつとも

りまして当然税金が免除されるという既存の法律がございますので、その法律によりまして、一括して寄付させるという方法が準備されたわけでございますが、これが司令部のオーケーが得られなかつたために、税金と寄付金を分割して別々に取立てるといふような形になつておりました。

○松田委員 その内容を……  
○高橋説明員 ただいま申し上げました通り、一億円のうち國稅部分が四五%で四千五百万円でございます。それからその際あわせて——これは事業税ですが、地方税という形でとられますものが二%、一千二百万円、残りの四千三百万円というものが純寄付部分ということになるわけでありまして、  
○松田委員 ただいま田法にそういうのがあるからと言つておられますが、われわれは一億円の寄付を閉鎖機關から受けるのであるということをかたく信じておるものであります。今まで業者もこのことを何回となくわれわれに述べておるのであります。ところがここに四千五百万円と一千二百万円、合計五千七百万円というものが税金になるものを、田法によつて國へ寄付するのであればこれが免除をされるから、二つの名目によつて寄付をするのであるということが、そもそもの納得の行かないところでありまして、二つの名目でなく、われわれが今まで陳情を受けてゐるのは、一つの名目の寄付金ということによつてこの法案の施設をつくるのであるということを開かされておるのであります。この点が今までの業者からの陳情と非常な食い違ひのある点であります。これをもちつとも

りまして当然税金が免除されるという既存の法律がございますので、その法律によりまして、一括して寄付させるという方法が準備されたわけでございますが、これが司令部のオーケーが得られなかつたために、税金と寄付金を分割して別々に取立てるといふような形になつておりました。

とるべき道でなからうかと考えるのであります。これに対する御意見を承りたい。

○富永委員長

ちよつと速記をとめて……。

〔速記中止〕

○富永委員長 速記を始めて……。

○永田委員 私はこの法律に反対するものではございません。まことにけつこうな御趣旨でございますが、今日日本の財政上から見ましてその時期にあらずという観点から反対するものでございます。その反対の意見を開陳するに先立ちまして、まずこの法案の取扱い方、たとえば石原委員としての議員提出の法案ということになつておりますが、予算の編成から行きますと、政府が御提案になる筋のもののようにも承られるのであります。たとえ法案がよりやくきより委員会に付記になつた。しかるに予算はさかのぼつて補正予算で衆議院を通過して、すでに今日明日のうちに参議院の通過を見んとしつゝある。ここにこの法案の取扱い方において、われわれの納得の行かない点がある。かりにこの予算が通過を見たといつたしまして、その後においてこの法案に重要な変化があつた場合には、おのずと予算の面において変化を生ずることと想像されるのであります。その際において水産庁は——水産庁だか、提案者だかさつぱりわかりませんが、どういふふうなお扱いになるのか、もし法案の内容を異にして、自然予算の配分も差異を生じて参つたといふことになつたとしたならば、これこそ権力を利用した横暴な政治であり、きわめて非民主的のものであるとして、われわれが徹底的に追究しなけ

ればならぬ理由が生じて来る。私はまずこの問題から承りたい。従いまして予算の計上の経緯というものを一通り御説明をお願いいたします。

○富永委員長

速記をとめて。

〔速記中止〕

○富永委員長 速記を始めて。当局の答弁を求めます。

○高橋(清)説明員 法案に関連する予算の關係でございますが、私どもとしては、国会に提案される法律案の内示を受けまして、大体それに即応する形でもつて予算を計上しました次第でございます。従いまして、法律案の内容が修正されれば当然予算もかわつて来ると思ひます。

○永田委員

よろしい。水産庁にはあきらめました。これが今日の自由党内閣の政治であるとしたならば、まさに天下の喧嘩ものであると私は痛感せざるを得ない。そこでこの予算と法案の取扱いの内容において、一抹の暗雲が低懸しておるといふ事実は、かりに高橋課長がいかに、水産長官がいかに、農林大臣がいかに弁明されても、これは厳然たる事実としてぬぐうことはできない。これは後日私が質問することとして今日このまま保留いたしておきます。

それから念のために委員長に申し入れておきますが、委員長はかつてに委員の發言を速記録から削除する傾向がある。私も一度その経緯をなめておる。後来さうな越権行為のないよう、に嚴重に注意を申し入れておきます。

○富永委員長

御注意は了承いたしました。但し委員長は委員会並びに委員の各位に……。

○永田委員

發言中だ。次にこの真珠

養殖事業法案の内容につきまして、昨日一通り検討いたしましたのであります。が、この法案の趣旨から行きますと、「第一條、この法律は、真珠員及び真珠の養殖を助長し、並びに」云々といふこの第一條はけつこうであります。しかしこの第二條においては……。

○富永委員長

ちよつと速記をとめて……。

〔速記中止〕

○富永委員長 速記を始めてください。松田委員。

○松田委員 先ほどから私もいろいろ不審の点があつて質問をしておるのであります。まだ小委員会の報告も受けておりませんし、委員会としても内容を十分知る必要があるもので、会期も迫つており、時間ももうないのでありますから、これをあらためて求国会で審議をするよう継続審議にして、本日ひとつこの程度で御了承を願うようにしたらいかがかと思ひます。

○富永委員長

了承いたしました。

○木村(繁)委員

今松田委員から言われたことに對して私も申したいのであります。小委員会で相当御検討なさつたさうでありますから、いろいろな資料や何かもあるはずであります。またさういふものを單獨法でお出しになるについては、その根拠があると思ひます。従つて現在の真珠養殖事業の概要について詳細なる資料をお出し願つて、これは重要な業種であるから従つて單獨法でさういふものを出すと、その根拠を明確に示すようなものを願ひたい。さういふしませんが、私たちが聞いておりましたも、何だかどうも納得の行かない点もありません。

○富永委員長

この際お諮りいたします。今会期はなお数日間の延長が予想されますが、この機会に閉会中審査の件についてお諮りいたしておきたいと思ひます。ただいま本委員会において審議中の真珠養殖事業法案並びに小型機船底びき網漁業整理特別措置法案の両案は、会期その他の關係から審議未了となつた場合、これら両案を閉会中も継続して審議することとし、また緊急を要する調査事件についても、閉会中臨時委員会を開き審査したいと思ひます。委員会が閉会中審査をいたしました場合には、国会法第四十七條第二項の規定により審査する事件について、特に議院の議決に基いて付託されなければなりません。つきましては小型機船底びき網漁業整理特別措置法案、真珠養殖事業法案、海洋漁業に関する件、水産資源の保護増殖及び漁業取締りに関する件、漁船、漁港及び水産資料に関する件、漁業制度に関する件、水産金融に関する件の各案件について、閉会中審査の申出書を議長に提出いたしたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔異議なし〕と呼ぶ者あり

○富永委員長

御異議なしと認めさよう決定いたします。

本日はこの程度で散会いたします。

午前十一時五十七分散会

〔異議なし〕と呼ぶ者あり

○富永委員長

御異議なしと認めさよう決定いたします。

本日はこの程度で散会いたします。

午前十一時五十七分散会

昭和二十六年十二月五日印刷

昭和二十六年十二月六日発行

衆議院事務局

印刷者 印刷庁